

行事カレンダー

Calendar

月日	行事	時間	場所
10/16(金)	ヘルスアップ運動教室	13:30-15:30	多目的研修集会施設
17(土)			
18(日)			
19(月)			
20(火)			
21(水)			
22(木)	親子ふれあい教室 夜間ヘルスアップ運動教室	受付10:00-10:15 19:00-20:30	母子健康センター 町民体育館
23(金)			
24(土)			
25(日)			
26(月)			
27(火)			
28(水)	1歳6カ月児健診	受付13:00-13:30	母子健康センター
29(木)			
30(金)	育児教室 ●子育て応援金贈呈式	受付10:00-10:15	母子健康センター 母子健康センター
31(土)	小野町60周年記念 小町ふれあいフェスタ	9:00-16:00	小野運動公園
11/ 1(日)	●献血	9:00-15:00	〃
2(月)			
3(火)			
4(水)			
5(木)	夜間ヘルスアップ運動教室	19:00-20:30	町民体育館
6(金)	すくすく教室(要予約) ヘルスアップ運動教室	13:30-15:30	母子健康センター 多目的研修集会施設
7(土)			
8(日)			
9(月)	ママのリフレッシュ教室	受付10:00-10:15	母子健康センター
10(火)	健康相談日	9:00-15:00	母子健康センター
11(水)			
12(木)	こころの相談室 夜間ヘルスアップ運動教室	10:00-12:00予約制 19:00-20:30	母子健康センター 町民体育館
13(金)			
14(土)			
15(日)			

国民年金コーナー

ご存知ですか？保険料の追納制度について

保険料の免除や猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし、これらの免除期間などの保険料は、10年以内であれば後から追加で納付(追納)することができます。この追納制度を利用することで、将来受け取る年金額を増やすことができます。

なお追納を行うには申込みが必要ですので、お近くの年金事務所に問い合わせください。

《追納に関する注意事項》

- 追納は納付書でのみ支払いが可能です。(口座振替・クレジット納付は利用できません。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 免除などの承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。(※平成27年度に追納する場合、平成24年度以前の保険料については加算額が上乗せされます。)

被用者年金一元化法が施行されました

平成24年8月に成立した「被用者年金一元化法」により平成27年10月1日から、これまで厚生年金と3つの共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金制度に統一されました。

- 平成27年10月以降、厚生年金の決定・支払は、従来どおり、厚生年金被保険者期間分は日本年金機構、共済組合等加入期間分については各共済組合などで行います。
- 厚生年金に関する届書など(※)は、日本年金機構(年金事務所)または各共済組合などのどの窓口でも受付します。

(※)

- ①平成27年10月以降に受給権が発生した厚生年金に限ります。
- ②障害給付の届書などの一部の届書を除きます。

問 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

問 町民生活課 ☎72-6933